

長崎市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年2月15日

長崎市監査委員	西本徳明
同	三谷利博
同	吉原孝
同	山本信幸



令和5年度

# 監査報告

## 行政監査

(地域防災計画における備蓄物資の管理状況等について)

防災危機管理室

水産農林部

長崎市監査委員

## 目 次

### 地域防災計画における備蓄物資の管理状況等について

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の着眼点	1
第6	監査の実施内容	1
第7	監査の結果	1
1	食料・生活必需品等の備蓄	2
(1)	備蓄の基本的な考え方	2
(2)	備蓄目標品目及び備蓄目標数	3
(3)	流通備蓄（事業者との協定）	5
(4)	保管・管理方法等	6
(5)	災害備蓄並びに資器材の確保計画	8
2	避難所設置用資機材の備蓄	9
(1)	配置品目	9
(2)	保管場所	9
3	備蓄物資の保管状況	11
4	種子・飼料等の備蓄	12
(1)	種もみ、主要野菜の種子類	12
(2)	飼料	12
5	供給体制	12
(1)	事業者との協定	12
(2)	市民（避難者）への備蓄物資供給フロー	13
6	監査の結果	14
7	監査委員の意見	14
8	むすび	15

## 第1 監査の種類

行政監査

## 第2 監査の対象

部 局 名	所 属 名
-	防災危機管理室
水産農林部	農林振興課

## 第3 監査の範囲

令和4年度を中心に、「長崎市地域防災計画」第2章第10節「備蓄物資の整備計画」（以下「整備計画」という。）に基づき、備蓄物資の管理に係る事務が適切に行われているかを重点項目とした。

## 第4 監査の期間

令和5年9月29日から令和6年1月29日まで

## 第5 監査の着眼点

### 1 主な着眼点

- (1) 備蓄物資は、整備計画に基づき整備されているか
- (2) 備蓄物資は、適正に管理されているか
- (3) 流通備蓄の供給体制は十分か
- (4) 市民への家庭内備蓄に対する啓発は十分に行われているか

## 第6 監査の実施内容

整備計画に基づき、備蓄を計画的に推進することにより、災害に対して迅速かつ的確な対応体制を構築しているかを中心に、関係書類を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。  
監査の結果は次に述べるとおりである。

## 1 食料・生活必需品等の備蓄

市は、「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」（以下「防災基本条例」という。）に掲げる理念のもと、整備計画により災害が発生した場合に必要な備蓄物資について、次のとおり整備増強を図ることとしている。

### (1) 備蓄の基本的な考え方

市民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、市民による備蓄を補完するため、発災初期において生命維持や生活に最低限必要な物資について備蓄するものとしており、市民、市及び県の役割並びに目標数量の考え方は次のとおりである。

#### ア 市民

防災基本条例で住民による3日分の備蓄が推進されていることから、市民自らが3日以上分の備蓄に努めることとなっている。

市においては、防災講話、地域での防災訓練、まつり、イベントなどの機会に、家庭備蓄の啓発を行っている。

#### 【令和4年度実績】

- 1 防災講話等 22回（各地域の自治会など）
- 2 地域防災訓練 13回（各地域のコミュニティ協議会など）
- 3 避難所運営訓練 2回（茂木地区ふれあいセンターなど）
- 4 地域のまつり 2回（農業センターまつりなど）
- 5 ながさき防災フェスタ（市主催防災啓発イベント）

長崎大水害から40年を迎え、大水害を知らない世代が増え、また、当時を経験した方の記憶も時間とともに少しずつ薄れてきている中、若い世代を中心とする幅広い世代に伝承し、防災意識を高めるため開催するもの。

- ・日 時 令和4年7月16日（土）
- ・場 所 出島メッセ長崎 1階イベント展示ホール
- ・実施内容 会場内に5つのエリア（防災体験エリア、長崎大水害エリア、防災啓発エリア、車両展示エリア、災害支援エリア）を配置し、災害を見て、聞いて、体験して、楽しく学べる内容となっている。

## イ 市

発災直後の被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者 3 日分（1、2 日目は現物備蓄、3 日目は流通備蓄により対応）を目標に備蓄に努めることとなっている。

市においては、避難者の想定を長崎大水害のピーク時避難者数 3,000 人とし、災害対応職員 600 人を加算した 3,600 人分の 2 日分を現物備蓄で賄うこととしている。

## ウ 県

市町の備蓄又は調達する物資の補完分として全市町備蓄目標数量の 10%分を目標に備蓄（流通備蓄を含む）することとなっているが、市が県の備蓄物資の実態を確認した実績はなかった。

### (2) 備蓄目標品目及び備蓄目標数

備蓄品目の選定に際しては、要配慮者や女性等に配慮することとし、原則として長期保存可能なものであることに留意することとしている。

また、目標数の算定にあたっては、最大規模を想定することで当該規模を下回る災害（風水害等を含む）の場合にも備蓄物資を融通し合うことができるため、市域に最も大きな被害が見込まれている「※南縁連動地震」の被害予測による最大避難者数をもとに備蓄数を算定している。

南縁連動地震の被害予測による最大避難者数は 51,000 人となっているが、備蓄にあたっては、現物備蓄及び流通備蓄を組み合わせた方法を採用しているため、発災直後に必要とされる現物備蓄は、過去の被災状況を踏まえ、長崎大水害のピーク時避難者数約 3,000 人とし、災害対応職員 600 人を加算した、3,600 人分の 2 日分としている。

なお、昨今の全国で発生している大規模災害時において、翌日から救援物資や流通備蓄が稼働していることから、最大避難者数 51,000 人分は、流通備蓄等で確保することとしている。

※南縁連動地震：「長崎県地域防災計画」により雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動を想定しており、長崎市では、震度 4～6 強が予想されている。

## ア 食料

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、消費期限や保管場所も考慮し、加熱調理が不要な主食系の食料を中心に備蓄している。なお、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定している。

備蓄品名及び計画数量並びに備蓄数量は次のとおりである。

品名	計画数量 (①) (令和5年4月)		備蓄数量 (②) (令和5年10月6日現在)		充足率 (②/①)
	数量	摘要	数量	摘要	
缶詰パン・クラッカー類	7,200食	—	9,997食 (缶詰パン)	—	138.8%
アルファ化米・レトルト食品	14,400食	—	15,412食	—	107.0%
粉ミルク (哺乳瓶1本分/食)	680食	乳幼児用 (うち54食はアレルギー対応)	430食	乳幼児用 (うち30食はアレルギー対応)	80.9%
液体ミルク (授乳量200cc/食)	—	—	120食	乳幼児用 (アレルギー対応商品なし)	

品目ごとに計画数量に対する備蓄数量の割合を見てみると、ミルクが80.9%の充足率で、若干不足しているが、その他の品目は上回っており、充足している。

## イ 飲料水

飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完や発災直後用としてペットボトルの飲料水を備蓄している。

計画数量及び備蓄数量は次のとおりである。

品名	計画数量 (①) (令和5年4月)		備蓄数量 (②) (令和5年10月6日現在)		充足率 (②/①)
	数量	摘要	数量	摘要	
飲料	21,600ℓ	2.0ℓ ペットボトル ×9,550本 500ml ペットボトル ×5,000本	28,132ℓ	2.0ℓ ペットボトル ×5,190本 500ml ペットボトル ×35,504本	130.2%

賞味期限が過ぎた飲料水については、断水時の生活用水として備蓄を継続しており、有効活用している。

## ウ 生活用品、衛生用品

防寒対策や避難所での敷物としても利用できる毛布、日常生活に欠かせない簡易トイレ、生理用品、紙おむつ (大人用・子供用) 等を備蓄している。

備蓄品名及び計画数量並びに備蓄数量は次のとおりである。



品名	計画数量 (①) (令和5年4月)		備蓄数量 (②) (令和5年10月6日現在)		充足率 (②/①)
	数量	摘要	数量	摘要	
毛布	12,000枚	—	10,183枚	—	84.9%
おむつ(乳幼児用)	1,000枚	—	2,672枚	—	267.2%
おむつ(大人用)	500枚	—	720枚	—	144.0%
生理用品	1,000枚	—	3,852枚	—	385.2%
排便袋	18,000枚	—	36,500枚	—	202.8%

品目ごとに計画数量に対する備蓄数量の割合をしてみると、毛布が84.9%の充足率で、若干不足しているが、その他の品目は上回っており、充足している。

### (3) 流通備蓄（事業者との協定）

流通備蓄については、災害時に迅速かつ的確に事業者からの物資の供給が行われるよう、平時より事業者との協定締結に努めるものとされており、使用期限が短い等により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるもの等市で全量を現物備蓄することが困難なものが該当する。（例：消費期限の短い食品、事業者に常にある程度の在庫が見込まれる飲料水等。）

現在、次の14事業者と協定を締結している。

協定事業者の名称	協定締結日	供給協力物資
株式会社 浜屋百貨店	平成9年5月30日	食料等物資
株式会社 東美	平成9年5月30日	同 上
イオン九州株式会社	平成9年5月30日	同 上
株式会社 西友	平成9年6月30日	同 上
生活協同組合 ララコープ	平成9年9月5日	同 上
グリーンコープ生活協同組合	平成9年9月25日	同 上
株式会社 ジョイフルサン	平成26年12月11日	同 上
株式会社 たらみ	令和2年11月16日	ゼリー15,000個（目安）/年
株式会社 長崎学校給食サービス	令和4年5月12日	給食支援
株式会社 レンタルのニッケン	平成17年5月19日	仮設トイレ、発電機、照明器、テント、冷暖房機など
一般財団法人 クリーンながさき	平成24年4月1日	仮設トイレ

NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年8月14日	作業シート、毛布、飲料水、石油ストーブ、懐中電灯など
株式会社 アクティオ九州支店	令和3年1月27日	仮設トイレ、発電機など
株式会社 ナフコ	令和3年3月30日	災害救助に必要な物資

#### (4) 保管・管理方法等

物資を保管する備蓄倉庫は、耐震基準を満たしている建物とし、浸水や土砂災害等の被害を受けない場所とするよう努め、また、リスク分散化のため、複数箇所への分散備蓄に努めることとしている。

備蓄品のうち、食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理を計画的に行い円滑な更新ができるよう配慮し、特に、使用期限が1年を切ったもの等については防災訓練で使用するなど有効活用に努め、できる限り廃棄処分とならないようにしている。

備蓄倉庫の建物については、すべて耐震基準を満たしているが、一部が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内となっている。

リスク分散化のため、各総合事務所管内における人口比率をもとに、備蓄食料を分配し保管している。

各保管場所（備蓄倉庫）の状況は、次のとおりである。

保管場所（備蓄倉庫）一覧

	施設名	保管場所	耐震	※2 浸水	※3 土砂	備蓄品
※1 中央	本庁舎	1階床下倉庫、7階・18階倉庫	○	○	○	アルファ化米、粉ミルク、液体ミルク、飲料水、おむつ、生理用品、排便袋、毛布
	消防局	5階講堂	○	○	○	缶詰パン、アルファ化米、レトルト食品、飲料水
	西山台倉庫	-	○	○	○	缶詰パン、アルファ化米、レトルト食品、飲料水、毛布
	西工場	4階書庫	○	○	○	缶詰パン、飲料水
	北消防署	3階倉庫ほか	○	○	○	飲料水
	北消防署滑石出張所	防災備蓄倉庫	○	○	○	毛布
	南消防署	3階講堂	○	○	○	毛布
	西部下水処理場	1階電気室	○	○	○	排便袋
	旧江平中学校	体育館	○	○	×	レトルト食品、飲料水
北	長浦事務所	2階会議室ほか	○	○	○	アルファ化米、レトルト食品、飲料水、毛布
	三重地域センター	2階書庫	○	○	○	アルファ化米、レトルト食品、飲料水、おむつ、生理用品、排便袋
	池島開発総合センター	2階倉庫	○	○	○	缶詰パン、飲料水、おむつ、生理用品、排便袋
	北部学校給食センター	倉庫	○	○	○	アルファ化米、レトルト食品、飲料水
東	東長崎地域センター	4階書庫	○	×	○	アルファ化米、レトルト食品、飲料水、おむつ、生理用品、排便袋
	東工場	3階倉庫	○	○	○	毛布

南	高島地域センター	2階倉庫	○	○	×	缶詰パン、飲料水、おむつ、生理用品、排便袋
	香焼地域センター	3階会議室	○	×	×	缶詰パン、飲料水
	三和地域センター	3階旧議場	○	○	○	アルファ化米、レトルト食品、飲料水、おむつ、生理用品、排便袋
	野母崎地域センター	3階旧議場	○	○	○	アルファ化米、レトルト食品、飲料水

※1 中央、北、東、南は、各総合事務所管内を示す。

※2 津波・洪水・高潮の危険性（区域外○、区域内×）

※3 土砂災害警戒区域（区域外○、区域内×）

### 各総合事務所管内における備蓄物資の充足率

	人口	人口割合	想定避難者数	備蓄必要食数 ①	備蓄食糧数 ②	充足率 ②/①	備蓄必要飲料水量 ③	備蓄飲料水量 ④	充足率 ④/③
市全体	398,747人	100.0%	3,600人	21,600食	25,409食	118%	21,600ℓ	28,132ℓ	130%
中央	282,183人	70.8%	2,548人	15,288食	16,679食	109%	15,288ℓ	17,872ℓ	117%
東	44,813人	11.2%	405人	2,430食	2,490食	102%	2,430ℓ	564ℓ	23%
南	36,760人	9.2%	332人	1,992食	3,840食	193%	1,992ℓ	7,536ℓ	378%
北	34,991人	8.8%	316人	1,896食	2,400食	127%	1,896ℓ	2,160ℓ	114%

※ 人口は、令和5年3月31日時点

※ 想定避難者数は、小数点以下繰り上げのため合計と一致しない

※ 備蓄物資は、令和5年10月6日時点

東総合事務所管内の飲料水の充足率が23%となっており、現在、保管スペースの調整を検討している。

北総合事務所管内については、総量としては充足しているものの、外海地区については、外海地域センター及び黒崎事務所など地区内の市有施設においては、十分な保管スペースが確保できていない状況である。

### 令和4年度における備蓄食料の啓発配布実績

月日	団体名等	内容	配布食の種別（単位：食・本）					
			ひじき	パスタ	わかめ ご飯	肉じゃが	白飯	野菜 ジュース
5月12日	避難所（戸町小学校）		-	-	-	-	-	15
6月16日	四季彩館まつり	まつり	250	250	-	-	-	250
6月17日	川平地区民生委員 児童委員	防災マップづくり	15	15	-	-	-	15
6月18日	NBC 防災さるく	防災ウォーキング	20	20	-	-	-	20
6月19日	茂木地区ふれあい センター	避難所運営訓練	84	84	-	-	-	84
6月23日	児童クラブ みょうじょう	防災講話	57	-	-	-	-	57
6月25日	子供を守るネット ワーク （外海神浦小）	防災マップづくり	20	20	-	-	-	20
6月25日	大園小学校	防災講話	200	200	-	-	-	200

6月25日	地区別講習会（東公民館）（北消防署）	防災講話等	74	74	-	-	-	74
6月26日	地区別講習会（三重地区市民センター）	防災講話等	12	12	-	-	-	12
7月2日	地区別講習会（消防局）（南消防署）	防災講話等	68	68	-	-	-	68
7月3日	三ツ山町犬継自治会	防災マップづくり	-	12	12	-	-	12
7月16日	ながさき防災フェスタ	防災啓発イベント	-	45	291	331	312	1143
7月22日	フードドライブ		-	-	-	-	-	2,790
7月23日	梅香崎中学校区 防災のつどい	防災講話	-	-	184	200	200	200
7月24日	桜が丘まちづくり 防災講習会	防災講話	-	-	80	80	-	80
9月4日	蚊焼地区コミュニティ協議会	防災訓練等	-	-	76	-	-	-
9月8日	鳴滝高校	防災講話	-	-	40	-	-	-
9月13日	日見小学校	防災講話	-	-	117	-	-	-
8月	新型コロナ感染者自宅待機者用非常食		-	-	-	189	288	-
合 計			800	800	800	800	800	5,040

賞味期限が1年を切ったもの等については防災訓練や防災講話等の防災啓発活動において配付している。

また、フードドライブへの提供も行っており、令和4年度は水（2ℓ）360本及び野菜ジュース2,790本を提供している。

飲料水についても、期限切れのものは生活用水用として備蓄している。

廃棄した備蓄物資の実績は無く、全て有効活用されている。

#### (5) 災害備蓄並びに資器材の確保計画

##### ア 主要食料の供給数量の把握

米穀の応急供給を行うべき事態が生じた場合は、速やかな要請が行えるよう、農林水産省等へ連絡を行うこととしている。

##### イ 衣料、生活必需品等の確保

衣料、生活必需品については、被災者に対して、常に給与または貸与できるよう備蓄するものとされているが、発災直後の必要性や、性別・年齢・季節等で必要となる種類が多岐にわたることから、流通備蓄により対応することとしている。

なお、流通備蓄については、協定締結を行っている事業者や自治体との連携等により、必要に応じて確保することとしている。

## 2 避難所設置用資機材の備蓄

市は、避難所を開設するため必要な資機材を指定避難所に配置し、災害時に速やかな開設がなされるように努めることとしている。

整備計画では、開設時に必要な資機材の例として次の品目を掲載している。

○毛布	○投光機
○簡易トイレセット、簡易トイレ処理袋	○コードリール
○間仕切り（パーテンション、テント）	○自家発電機
○避難所用マット	○発電機用燃料
○救急医療セット	○避難所運営マニュアル、筆記用具等
○炊出し用品	○手指消毒液
○体温計（非接触型）	○マスク

令和5年4月1日現在の配置品目及び保管場所は、次のとおりである。

### (1) 配置品目

品目	数量	品目	数量	品目	数量
組立式シャワー	26組	投光器（大容量）	42台	大型なべ	14個
非常用発電機	34台	投光器（小容量）	84台	テント	42張
簡易トイレ	84個	コードリール	84個	コンロ	14個
簡易トイレ間仕切り	84個	リヤカー	42台	防水畳	48枚
毛布	10,183枚	間仕切り	1,374個	避難所用マット	27,152枚
段ボールベッド	61台	工場扇	39台	スポットクーラー	51台

### (2) 保管場所

	地域センター	保管場所	品目
中央	中央	本庁舎	非常用発電機、投光器、コードリール、テント、毛布、避難所用マット、間仕切り、段ボールベッド
		西山台倉庫	簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ、毛布、工場扇、非常用発電機
		(旧)江平中学校	組立式シャワー、非常用発電機、リヤカー、工場扇、スポットクーラー
		上長崎地区ふれあいセンター	非常用発電機、投光器、コードリール
		桜町小地域・学校交流センター	非常用発電機、投光器、コードリール
		南公民館	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		西公民館	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		淵地区ふれあいセンター	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		北消防署	工場扇、スポットクーラー
		西浦上	北公民館
滑石	滑石地区ふれあいセンター	簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント	
小ヶ倉	ダイヤモンドふれあい	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間	

		センター	仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
	小櫛	小櫛会館	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		西部下水処理場	間仕切り
	福田	福田小学校図工室	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ、防水畳
	式見	式見地区ふれあいセンター	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
	茂木	茂木地区ふれあいセンター	組立式シャワー、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
東	東長崎	東公民館	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント、避難所用マット、間仕切り、段ボールベッド
		東公園コミュニティ体育館	簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ
		古賀地区市民センター	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		橘地区ふれあいセンター	非常用発電機、投光器、コードリール
		東工場	段ボールベッド
南	土井首	南部市民センター	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ
	香焼	香焼公民館	組立式シャワー、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
	伊王島	伊王島開発総合センター	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
	高島	高島ふれあいセンター	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ
	三和	三和地域センター	組立式シャワー、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ、避難所用マット、段ボールベッド、工場扇、スポットクーラー
	野母崎	野母崎文化センター	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、大型なべ、テント、コンロ
		野母崎地域センター	避難所用マット
北	三重	三重地区市民センター	非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
	外海	外海公民館	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		池島中央会館	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		(旧) 神浦中学校	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
	琴海	琴海さざなみ会館	組立式シャワー、非常用発電機、簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント
		琴海地域センター	避難所用マット、段ボールベッド
		長浦事務所	避難所用マット
		南部総合センター	簡易トイレ、トイレ間仕切り、投光器、コードリール、リヤカー、テント

各指定避難所	毛布、間仕切り、避難所用マット、体温計（非接触型）、避難所運営マニュアル、手指消毒液、マスク
--------	--

注 中央、北、東、南は、各総合事務所管内を示す。

### 3 備蓄物資の保管状況

各総合事務所管内から、多くの物資を保管している備蓄倉庫を抽出し、現地調査を実施した。

その結果、提出された備蓄管理簿に基づく品目及び数量と保管されている物資は一致し、倉庫内は、いずれも整理整頓がなされ、物資は整然と保管されていた。

なお、必要に応じて各梱包材（段ボール箱等）や壁面に、品名、購入年度、数量、更新時期等を表示していた。

主な保管状況は、次のとおりである。

#### (1) 中央総合事務所管内

##### ア 本庁舎（1階フロア床下倉庫）



##### イ 西山台倉庫



#### (2) 東総合事務所管内（東長崎地域センター 4階倉庫）



(3) 南総合事務所管内（三和地域センター 3階旧議場）



(4) 北総合事務所管内（学校給食センター 倉庫）



#### 4 種子・飼料等の備蓄

(1) 種もみ、主要野菜の種子類

災害による生産者の種もみの不足に対処するため、関係機関（長崎西彼農業協同組合、長崎県農業共済組合）や市内農家に対し、必要な種子の予備確保に努めるよう指導している。

(2) 飼料

災害により家畜の飼料供給が困難となる地域（主に三重地区、琴海地区及び外海地区）に対しては、飼料の確保及び備蓄に努めるよう県内飼料業者に依頼している。

#### 5 供給体制

(1) 事業者との協定

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の荷捌き及び輸送業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、現在、次の3事業者と協定を締結している。

なお、避難所が災害により道路が寸断され孤立状態となった場合は、海上輸送及び航空輸送の活用や自衛隊や海上保安部に要請し避難者を別の避難所へ移送することとなっている。

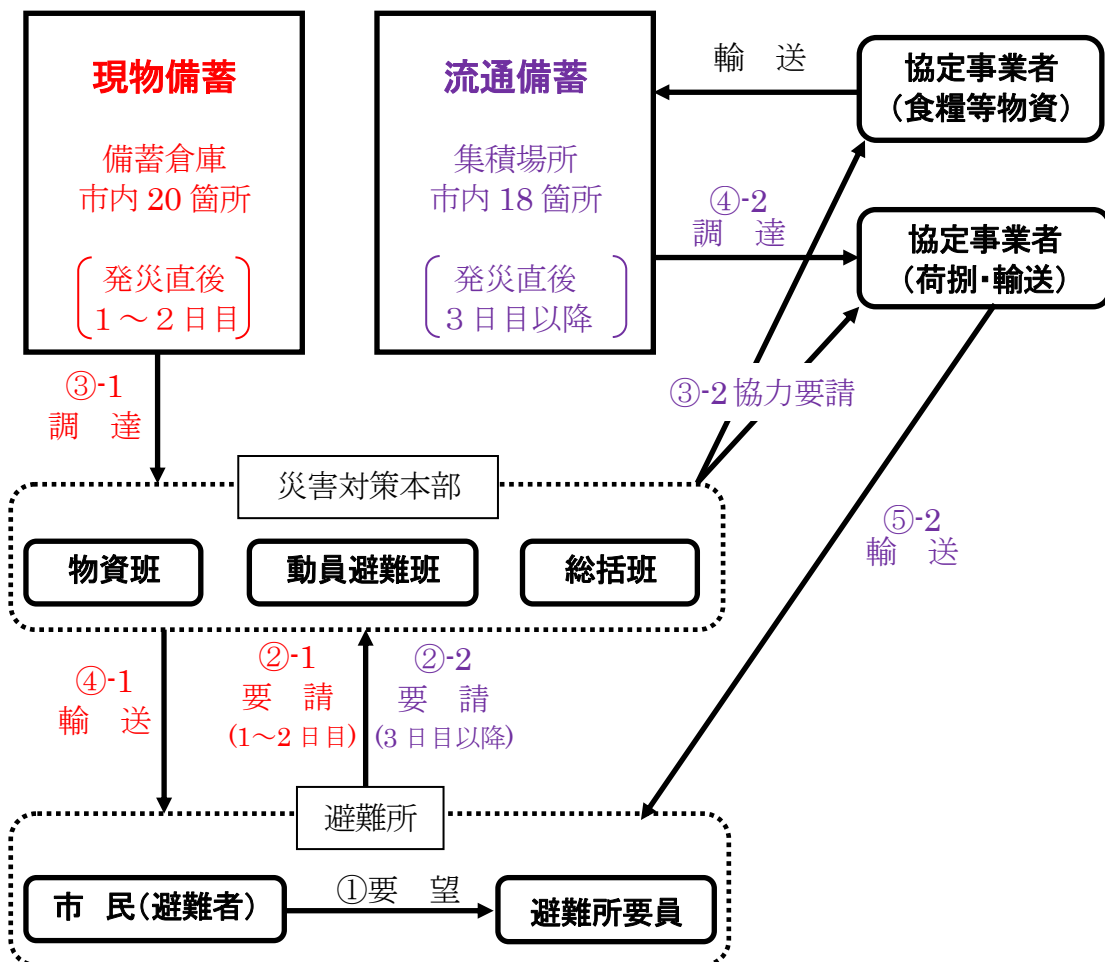


協定事業者の名称	協定締結日	主な協力内容
佐川急便株式会社九州支店	平成 29 年 7 月 28 日	集積拠点における荷捌き、各避難所への物資輸送
日本通運株式会社長崎支店		
ヤマト運輸株式会社長崎主管支店		

(2) 市民（避難者）への備蓄物資供給フロー

災害によって住家に被害を受け、直ちに日常生活を営むことが困難な市民に対して、備蓄物資、協定締結団体等からの調達等により、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施することとなっている。

市民（避難者）からの要望を受け、必要な備蓄物資が手元に届くまでの流れは、次のとおりである。



## 6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

## 7 監査委員の意見

監査結果については、前述のとおりだが、備蓄物資は、災害時の市民生活を維持するうえで非常に重要なものであることから、監査委員として次のとおり意見を述べる。

### (1) 備蓄物資について

今回、備蓄物資の計画数量に対する備蓄数量は、ほぼ充足していたが、一部の品目について、若干不足している状況であったことから、備蓄品目の選定や計画数量について、近年発生した大規模災害を参考にするなど、常に見直しを図りながら、今後とも備蓄物資の整備増強に努められたい。

### (2) 備蓄物資の保管場所について

今回、各総合事務所管内における人口比率をもとにした備蓄物資の割合は、ほぼ充足していたが、外海地区において、十分な保管スペースが確保できていない状況であったことから、同地区のみならず各総合事務所管内において、各避難所までの輸送ルートや管内人口比率等を勘案し、保管スペースの選定や見直しを継続して行うことで、より効率的かつ効果的な保管場所の確保に努められたい。

### (3) 備蓄物資の供給体制について

災害により被災された市民に対し、迅速かつ確実に備蓄物資を輸送するため、各総合事務所管内の備蓄倉庫から各避難所までの具体的な輸送ルート計画を策定し、災害対策本部と輸送を行う職員間での情報共有に努められたい。

### (4) 協定先との連携について

食糧等に係る流通備蓄については、25年以上前に締結されたものが多い。流通備蓄は公的備蓄の補完的役割を担う重要なものであることから、これまで締結している協定内容を検証するとともに、集積場所から避難所への輸送に至る一連の流れについて、協定先と訓練を実施するなど、より実効性のある官民連携に努められたい。

#### (5) 市民に対する周知啓発について

市民一人ひとりの取り組みを重ねることが長崎市全体の防災力を高めていくことにつながることから、防災講話や地域での防災訓練等を通じ、家庭備蓄をはじめとした防災への備えの重要性について、市民に対するなお一層の周知啓発に努められたい。

### 8 むすび

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、甚大な被害がもたらされました。今回の地震で被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈りいたします。

本監査は、備蓄物資の管理に係る事務が適切に行われているかを重点項目として実施したものであるが、災害は、いつ、どこで、どのように発生するのか予測が困難であるため、長崎市においても、引き続き、地震のみならず、大雨、台風、大規模な火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、総合的かつ計画的な防災の推進に取り組むことを期待するものである。